



Vol.

100

2026.05

市区町村向け情報誌

# かけはし

## 目次

- 目次 p.1
- 年金に関するお問い合わせ窓口一覧の様式変更のお知らせ p.2
- 国民年金事務の届書等の管理における留意点 p.3
- 国民年金育児免除制度の創設【令和8年10月1日施行】 p.4
- 国民年金保険料のご案内は、民間事業者に委託しています p.6
- 特別徴収事務ご担当者様へ p.7
- 令和7年年金制度改正事項（令和8年4月1日施行）の事務の取扱い p.9
- ターンアラウンド老齢年金請求書の様式を変更します p.11
- 住基連動による死亡保留の業務スケジュールのお知らせ p.16
- 障害年金講座 p.17
- 地域の独自情報 p.21
- 編集後記 p.21

# 年金に関するお問い合わせ窓口一覧の様式変更のお知らせ

- 日本年金機構では、お客様が年金に関するお問い合わせを行う際に、利用できるサービスを一覧で確認できるリーフレットを作成しております。（かけはし第97号参照）
- 今般、かけはし第99号にてお知らせしていたとおり、日本年金機構ホームページの更改に伴い一部のページのURLを変更したため、令和8年4月1日からリーフレットの様式を変更しました。  
今後は、変更後のリーフレットをお客様への案内や窓口等への設置にご活用ください。  
※今後1年程度は、変更前のリーフレットもお使いいただけます
- リーフレットにつきましては、年金事務所からお送りするほか、日本年金機構ホームページにも掲載しております。（下記の二次元コードからアクセスできます）

## <リーフレット（変更後）>

年金の  
お問い合わせ窓口はこちらです

二次元コードから日本年金機構ホームページの各種窓口にご案内します

オンラインサービス

年金について知りたい方

ねんきんネット  
ご自身の年金記録の確認や  
将来受け取る年金見込み額の  
試算ができます

年金Q&A  
年金に関する質問の回答を  
キーワード検索で探せます

ねんきんチャットボット  
よくあるお問い合わせについて  
チャット（対話）形式で  
相談できます（24時間対応）

動画（YouTube）  
年金の制度や届出方法について  
動画で確認できます

外国語ページ/Language  
年金に関する説明やお知らせを  
いろいろな国の言葉や  
わかりやすい日本語で  
確認できます

機構公式XやFacebookで各種制度や通知書の情報などを発信  
しています。ぜひ、フォローいただき、ご活用ください。

https://x.com/00000000000000000000  
https://www.facebook.com/00000000000000000000

手続きをしたい方

個人向けサービス  
国民年金や年金の受け取りに関する  
手続きができます  
また、源泉徴収票などの通知書を  
電子データで受け取れます

事業所向けサービス  
健康保険・厚生年金保険の  
手続きができます  
また、社会保険料額などの情報を  
電子データで受け取れます

電話  
電話での相談は、相談内容に応じた  
各種ダイヤル（ねんきんダイヤル、  
ねんきん加入者ダイヤル等）で  
受け付けています

対面  
対面での相談は、  
全国の年金事務所・  
街角の年金相談センターで  
受け付けています

日本年金機構  
Japan Pension Service

20260401

変更点①  
二次元コードを差し換え

変更点②  
リーフレットの変更日を記載

日本年金機構ホームページにおける  
リーフレットの掲載場所はこちら



[https://www.nenkin.go.jp/  
service/pamphlet/madoguc  
hi-ichiran.html](https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/madoguchi-ichiran.html)

年金のお問い合わせ窓口一覧ページ  
（日本年金機構ホームページ内）はこちら



[https://www.nenkin.go.jp/  
tokusetsu/madoguchi-ichi  
ran.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/madoguchi-ichiran.html)

# 国民年金事務の届書等の管理における留意点

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

日本年金機構では、事務処理の正確性を確保するため、事務処理誤り発生の傾向や原因等について分析を行い、発生防止に取り組んでいます。

今般、令和7年度に市区町村で発生した事務処理誤りを確認したところ、約半数が「届書等の管理」に関するものであることが分かりました。以下に実際に発生した事例をご紹介しますので参考としていただき、同様事案の発生防止に向け、引き続き、適切な書類管理をお願いいたします。

## 市区町村で発生した事例

### ○届書の回付漏れ（紙媒体）

【事象】お客様より「国民年金保険料免除にかかる審査結果が届かない」と問合せがあり確認したところ、市役所窓口にて受付した届書を事務センターに回付していないことが判明したものと。

【原因】市役所窓口にて届書を受付した後、受付処理簿の記入を漏らし、保留中の別の書類に混入したため、事務センターへの回付を漏らした。

### ○届書の回付漏れ（電子媒体）

【事象】お客様より「国民年金保険料納付書が届かない」と問合せがあり確認したところ、市役所窓口にて受付した届書を事務センターに回付していないことが判明したものと。

【原因】市役所窓口にて受付した届書の情報を電子媒体に収録した際、一部の被保険者について入力エラーが発生したにも関わらず、これを見落とし、エラー分の届書について事務センターへの回付を漏らした。

### ○届書の一時所在不明

【事象】お客様より「年金請求書の進捗状況を確認したい」と問合せがあり確認したところ、市役所窓口で受付した当該届書が、市役所内で所在不明になっていることが判明したものと。

【原因】市役所窓口にて届書を受付した後、本来の保管場所ではなく、誤って不備書類の保管場所に保管したままとなっていた。

#### Point

- ・定期的に届書の保管状況を確認し、届書と受付処理簿を突合した上で、回付漏れがないか確認してください。
- ・届書の情報を電子媒体に収録する際は、データが正しく入力されているかダブルチェックをお願いいたします。

# 国民年金育児免除制度の創設【令和8年10月1日施行】

- 令和6年6月12日に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」が公布されました。
- この法律により国民年金法が改正され、令和8年10月1日に国民年金育児免除制度が創設されますので、制度の概要について説明します。

## 1. 制度の概要（国民年金法第88条の3）

- 子を養育する国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間に係る国民年金保険料の納付が免除される制度です。
- 子を育てている方（実父母・養父母）は、申請することで、所得に関係なく国民年金保険料の納付が免除されます。
- 納付が免除された期間は、保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

## 2. 対象となる方

- 1歳になるまでの子（※）を養育する国民年金第1号被保険者の実父母・養父母が対象です。
- 子を養育する要件として以下のすべてを満たしている必要があります。
  - ①子と身分（親子）関係が継続していること
  - ②子と同一住所であること  
（所得要件はありません）

※ 法律上の親子関係がある子（実子及び養子）に加えて、特別養子縁組の監護期間にある子及び養子縁組里親に委託している要保護児童も該当します。

## 3. 育児免除制度に係る手続き

- 育児免除の要件に該当する方は、令和8年10月以降に「国民年金 育児免除該当・終了届」を市区町村または年金事務所に提出します。（電子申請も可能）

※ 手続きの詳細については、厚生労働省から取扱いが示され次第、改めてお伝えします。

## 4. 育児免除制度のメリット

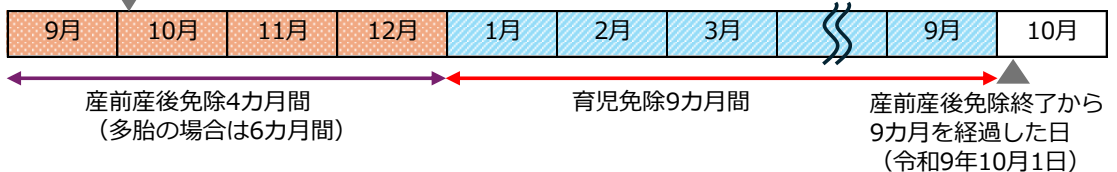
- 育児免除期間として「保険料の納付が免除された期間」は、保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- 第1号被保険者であれば、夫婦ともに育児免除制度の対象です。
- すでに保険料を納付している期間や、国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている期間についても、届出することで育児免除期間として取り扱われます。保険料を納付している期間の保険料は、充当または還付します。
- 育児免除期間中も付加保険料（月額400円）を納付することができます。

## 5. 国民年金保険料が免除される期間

### (1) 実母の場合

産前産後免除期間を有する実母の場合は、産前産後免除期間に引き続く9カ月間（産前産後免除期間と合わせて最大13カ月間）、国民年金保険料が免除されます。

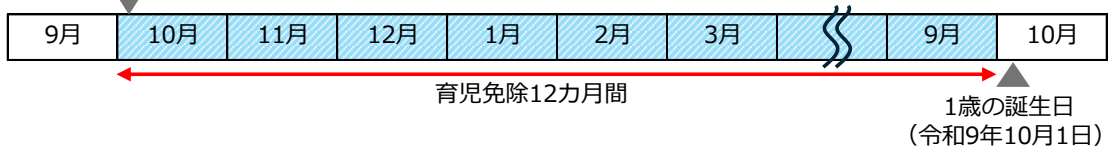
**例：**子の出産（予定）日が令和8年10月1日の場合  
⇒令和9年1月～令和9年9月の間が育児免除期間に該当  
出産予定日（令和8年10月1日）



### (2) 実父または養父母の場合

子を養育することとなった日の属する月から、1歳になる誕生日の前月までの最大12カ月間国民年金保険料が免除されます。

**例：**子の出産日が令和8年10月1日の場合  
⇒令和8年10月～令和9年9月の間が育児免除期間に該当  
子の出産日（令和8年10月1日）

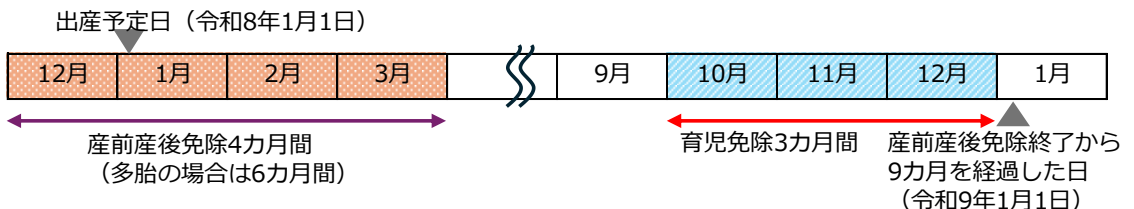


### (3) 令和8年10月より前から子を養育しており、制度施行時点で1歳未満の場合

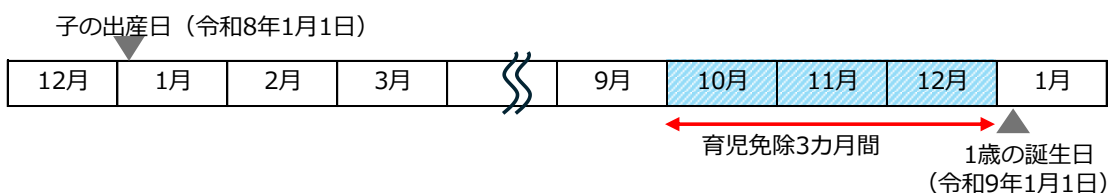
令和8年10月以降の期間かつ（1）または（2）の条件を満たす期間について、国民年金保険料が免除されます。

**例：**子の出産（予定）日が令和8年1月1日の場合  
⇒令和8年10月～令和8年12月までの3カ月間が育児免除期間に該当

#### (実母の場合)



#### (実父または養父母の場合)



**国民年金保険料のご案内は、民間事業者に委託しています  
(一部地域において、令和8年5月1日(金)から民間事業者が変更します)**

日本年金機構では、国民年金保険料が未納となっている方に対する電話や文書による納付のご案内や免除・猶予制度の申請手続きのご案内、その他口座振替などのご案内を、民間事業者に委託しています。

民間事業者と担当地域は、次のとおりです。

民間事業者	担当地域
アイヴィジット・NTT印刷共同企業体 【お問い合わせ先】 ・電話番号 0570-550-987 0570-200-855 0570-783-284 0570-021-781 (IP電話からは 03-3941-3162) ・受付時間 8時30分～21時00分(土曜・日曜・祝日可) ※年末年始は除く。	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 新潟県 長野県 東京都 山梨県 千葉県 神奈川県
株式会社バックスグループ 【お問い合わせ先】 ・電話番号 0800-805-2520 0800-805-5385 0120-693-664 ・受付時間 8時30分～21時00分(土曜・日曜・祝日可) ※盆・年末年始は除く。	富山県 石川県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 大阪府 和歌山県 奈良県 福井県 兵庫県 滋賀県 京都府 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 沖縄県 鹿児島県

○ 民間事業者及び実施事業の詳細については、日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp>) をご覧ください。

The screenshot shows the website interface for Japan Pension Service. At the top, there are navigation links for '音声読み上げ' (Voice reading), '文字の大きさ' (Text size), '標準' (Standard), '大' (Large), '特大' (Extra Large), and 'サイトマップ' (Site map). The main header includes the logo and name '日本年金機構 Japan Pension Service', a search bar with 'Googleカスタム検索' and '検索' buttons, and a 'language' dropdown menu. Below the header is a red navigation bar with four categories: '年金の制度・手続き', '様式のダウンロード', 'ご相談・Q&A', and '日本年金機構について'. The main content area shows a breadcrumb trail: 'トップページ > 年金の制度・手続き > 国民年金 > 国民年金の保険料 > 国民年金保険料収納業務の民間委託 > 民間委託について(民間競争入札実施要項等) > 国民年金保険料のご案内は、民間事業者に委託しています'. The main heading is '国民年金保険料のご案内は、民間事業者に委託しています'. At the bottom, there is a page ID '150010-918-472-588', an update date '更新日: 2023年11月1日', and a '印刷' (Print) button. A footer note states: '日本年金機構では、国民年金保険料が未納となっている方に対して、電話や文書による納付のご案内を民間事業者に委託しています。なお、民間事業者の担当者が訪問することや現金をお預かりすることはありません。令和5年5月以降、民間事業者による訪問業務を廃止しています。'

## 特別徴収事務ご担当者様へ

例年、特別徴収依頼通知（年次）が日本年金機構に正しく送信されないことにより、正常に処理ができず、多くの受給者の方へご迷惑をおかけする事態が発生しております。

このような事態を防止するためにも、介護保険料等の特別徴収担当課へ必ず回覧ください。個人住民税の特別徴収が課税担当課で行われている場合は、そちらにも回覧ください。

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

公的年金からの特別徴収は、特別徴収依頼通知処理（年次）と各種異動情報（月次）に基づき行っており、国民健康保険団体連合会、国民健康保険中央会及び地方税共同機構（以下「経由機関」という。）を通じて日本年金機構へ通知をいただいているところです。

その中でも、特別徴収依頼通知処理（年次）の情報交換は、1年間の特別徴収の実施の可否や徴収金額をお知らせいただく大変重要な通知となります。何らかの理由により日本年金機構において特別徴収依頼情報が収録できなかった場合、その対象者については特別徴収を行うことができなくなり、**普通徴収**でご対応いただく事になります。

以下に留意事項と過去の事例を掲載しますので、特別徴収依頼通知処理（年次）においては細心の注意を払い、通知の作成及び送信を行ってくださいますようお願いいたします。

### ★特別徴収依頼通知処理（年次）における留意事項★

#### 1. 期限までに依頼通知を送付できているかご確認ください

【事例】特別徴収の開始を依頼するため、特別徴収対象者（コード01-01）として特別徴収依頼通知を作成したが、（委託業者が）経由機関へのデータ送信を漏らしてしまった。

#### 2. 取り扱う依頼通知の年度が正しいかご確認ください

【事例①】特別徴収依頼通知を作成する際、日本年金機構から受信した当年の特別徴収対象者通知（コード00-01）ではなく、前年の特別徴収対象者通知に基づいて特別徴収依頼通知を作成してしまった。

【事例②】当年に作成した特別徴収依頼通知を送信すべきところ、システム操作の誤り等により、前年に作成した特別徴収依頼通知を送信してしまった。

#### 3. 作成時の仕様をご確認ください

【事例】特別徴収依頼通知を作成する際、日本年金機構から受信したデータを基に作成するが、変更してはいけない氏名、生年月日、住所等を変更して作成してしまった。

#### 4. 作成した依頼通知の内容に誤りがないかご確認ください

【事例①】特別徴収の開始を依頼するため、特別徴収対象者（コード01-01）として特別徴収依頼通知を作成すべきところを、システム操作の誤り等により、特別徴収非対象者（コード01-03）として作成してしまった。

【事例②】75歳未満で、後期高齢者医療保険料の特別徴収を依頼する場合は、後期移管コード欄に「1」を設定すべきところ、設定を漏らしてしまった。

なお、特別徴収依頼通知処理（年次）は、当年10月から翌年8月までの特別徴収が対象です。また、各種異動情報（月次）は、毎月のとおり通知の送付が必要です。**例年、6月又は8月の支払について、停止処理などの送付漏れが発生しております**ので、あわせてご注意ください。

**！ご注意ください ≪「死亡」を原因とする資格喪失等通知に関する注意点≫！**

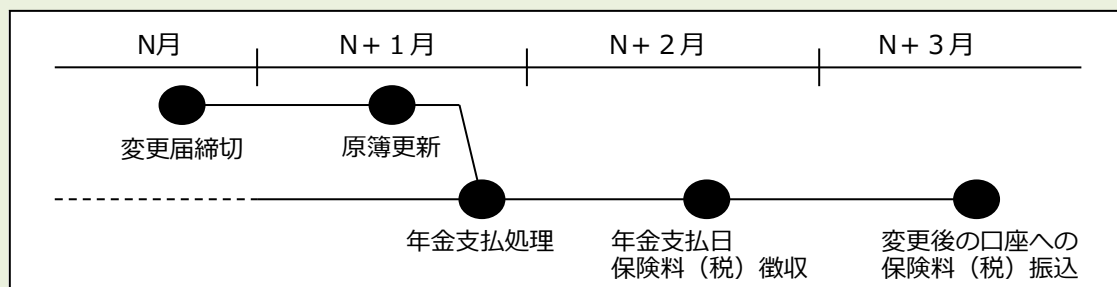
資格喪失等通知は、下記の事由ごとに作成いただく必要がありますが、資格喪失等通知について、誤って死亡として通知（コード41-01）してしまったという内容の問い合わせが相次いで発生しています。資格喪失等通知（死亡）を通知すると、公的年金からの特別徴収を停止するとともに、**年金の支払いも停止されてしまいます**ので、通知の際は十分ご注意ください。

上記のような誤りを防止するため、市区町村において定められている手順に従い、正確に資格喪失等通知を作成いただくとともに、特に資格喪失等通知（死亡）においては、対象者及び事由に誤りが無いことを十分にご確認いただくようお願いいたします。

41-01	資格喪失等通知（死亡）
41-02	資格喪失等通知（転出）
41-03	資格喪失等通知（市町村の特別事情）
41-04	資格喪失等通知（適用除外）

**「振込先金融機関変更届」の口座変更スケジュールについて**

特別徴収した保険料（税）の振込先金融機関に変更がある場合（金融機関の統廃合等も含む）には、振込先金融機関変更届の提出が必要です。なお、個人名を含んだ口座名義（例：会計管理者〇〇 △△）を使用する場合には、人事異動等による口座名義変更の都度提出が必要となりますが、提出漏れや提出時の不備により処理が間に合わずに振込不能となる恐れがあるため、**効率化の観点からも、個人名を含まない口座名義（例：会計管理者）とされることをお勧めします。**※「振込先金融機関変更届」が機構に到着してから、概ね3か月後に、変更後の口座への振込が開始されます。



届書様式及び詳細は、下部でご案内している日本年金機構ホームページより、ご確認くださいませよう願いたします。

**【市区町村様からのお問合せ先】**

日本年金機構 特定事業部 年金支払調整グループ（03-5344-1100（代表））

**【年金受給権者様からのお問合せ先】**

お近くの年金事務所または、ねんきんダイヤル（0570-05-1165）

また、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に特別徴収に関するQ & Aを掲載しています。年金受給者の方がインターネットをご利用可能であればぜひご案内ください。トップページ⇒上部メニュー「ご相談・Q & A」⇒「Q&Aから探す」⇒「年金の受け取りに関する制度」⇒「各年金給付に関連する共通の情報」⇒「年金からの介護保険料などの徴収」



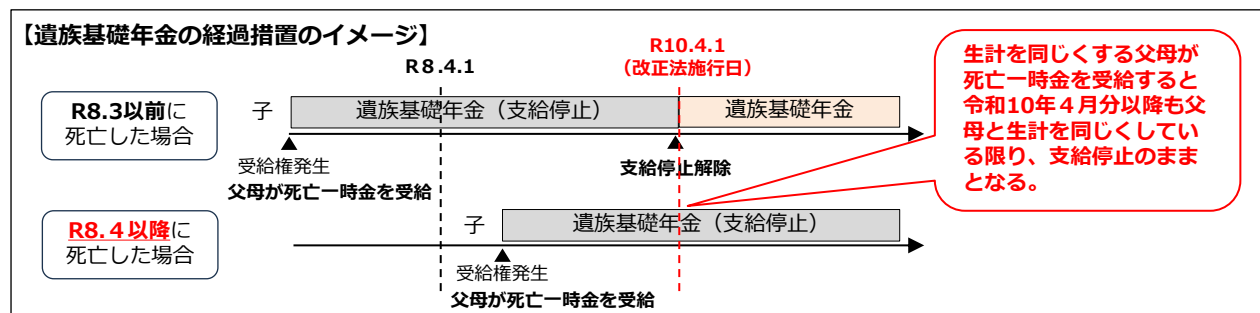
### 3. 遺族基礎年金と死亡一時金の調整規定の見直し

#### (1) 改正の概要

令和10年4月から、子の遺族基礎年金の支給停止規定が見直されることに伴い、配偶者に支給される死亡一時金の規定が見直されます。これに関する経過措置が定められ、生計を同じくするその子の父又は母が、令和8年4月から令和10年3月までの間に支給事由が生じた遺族基礎年金と同時に発生した死亡一時金の支給を受けた場合、令和10年4月以降も子の遺族基礎年金は支給停止されます。

#### (2) 事務の取扱い

遺族基礎年金と同時に発生した死亡一時金の請求時において、当該経過措置の内容を説明の上、お客様に死亡一時金の請求の意思を確認することとなります。



### 4. 子の加算の見直しに係る施行前における事務の取扱い

#### (1) 改正の概要

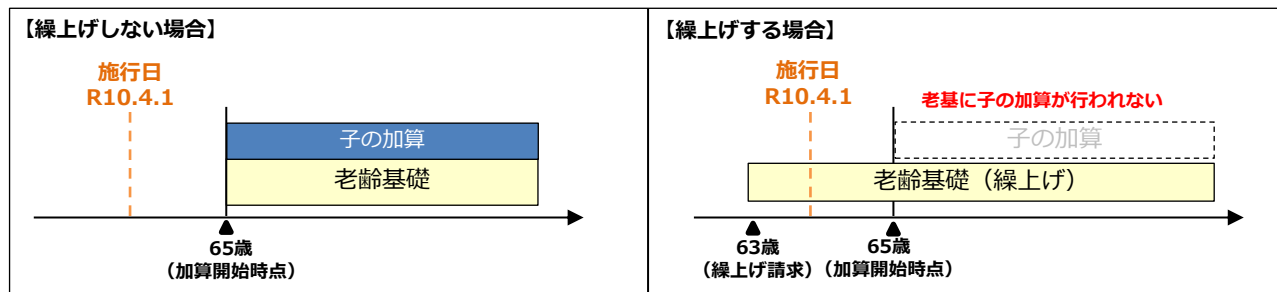
令和10年4月から、老齢基礎年金に子の加算が新設され、受給権発生日が令和10年4月1日以降である者に加算されることとなります。

また、老齢厚生年金の受給権発生日が令和10年4月1日以降である者について、子の加算に必要な厚生年金被保険者期間が240月から120月に引き下げられます。

#### (2) 事務の取扱い

令和10年4月1日以降に老齢年金の受給権が発生する者が、令和10年3月31日以前に繰上げ請求を行う場合、改正前の規定が適用されることとなるため、改正内容をお客様に説明の上、繰上げ請求の意思を確認することとなります。

##### ◎老齢基礎年金の子の加算に係る支給イメージ



# ターンアラウンド老齢年金請求書の様式を変更します

令和8年4月より、年金支給年齢到達者に送付している年金加入記録等をあらかじめ印字したターンアラウンド形式の老齢年金請求書（以下「TA請求書」という。）の様式を変更しました。また、様式変更に合わせて必要書類の一部省略を実施します。

## 1. TA請求書の主な変更点

### (1) 請求時期の表示

請求者の属性（受給権発生年齢等）に応じて表紙に＜年金の請求時期＞を表示します。

### (2) 電子申請の案内表示

電子申請手続が利用可能な者については、表紙に＜電子申請のご案内＞を表示します。

### (3) 繰下げ請求関係書類の一体化

現行で、別途添付している「老齢年金の受取方法確認書（老齢年金の繰下げ意思についての確認）」（以下「繰下げ意思確認書」という。）をTA請求書に一体化します。

なお、64歳以前にTA請求書が送付される者は、当該部分が「特別支給の老齢厚生年金に係る留意事項」に差替えられます。

### (4) ページ数削減

現行の制度説明や記入上の注意点に関するページを削除して軽量化することで、郵送提出の利便性向上を図ります。

## 2. 同封物の変更点

### (1) 年金請求のご案内（書面申請用）の新設

現行のTA請求書に同封している「年金の請求手続きのご案内」や「老齢年金請求書のご提出について」等の同封物を集約した「年金請求のご案内（書面申請用）」を新設します。

「年金請求のご案内（書面申請用）」には、上記1（4）ページ数削減で削除した制度説明や記入上の注意点や記入例も追加し、老齢年金の請求手続に係る説明・案内を集約します。

### (2) 電子申請に係るリーフレットの様式変更

電子申請が可能な者については、新たに返戻や問合せが多い事象への対応方法等を充足した「年金請求のご案内（電子申請用）」を同封します。

## 3. 必要書類の一部省略

繰下げ意思確認書が一体化したTA請求書を使用して新規請求と繰下げ請求を同時に行う場合、「老齢基礎年金・老齢厚生年金支給繰下げ申出書（様式第103-1号）」（以下「様式第103-1号」という。）を添付不要とします。

ただし、旧様式のTA請求書及び様式第101号で手続きを行う場合や、64歳以前に受給権が発生する者に送付する繰下げ意思確認書を一体化していないTA請求書を、66歳以降に使用して繰下げ請求する場合は、現行同様に「繰下げ意思確認書」や「様式第103-1号」の添付が必要です。

日本年金機構ホームページに、TA請求書が届いた方に向けた特設ページを設置しています。詳しくは、下記の二次元コードまたはURLからアクセスしてください。



<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/nenkinseikyuanai.html>

# 年金請求書

(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

【提出用】

受付登録コード
1 7 1 1

8

市区町村
受付年月日

実施機関等
受付年月日

入力処理コード
4 3 0 0 1

シール貼付不要

- 記入する箇所は      の部分です。(注)      は金融機関で証明を受ける場合に使用する欄です。)
- 黒インクのボールペンでご記入ください。\*
- この年金請求書には、日本年金機構でお預かりしている情報をあらかじめ印字しています。印字内容が異なっている場合は、二重線を引いて訂正してください。(訂正印は不要です。)  
\*訂正した箇所については別途手続きが必要な場合がありますので、年金事務所等にご連絡ください。

## 1. ご本人情報

23 郵便番号
24 住 所
フリガナ
21 氏 名

様

性 別

社会保険労務士の提出代行者欄

個人番号 (マイナンバー) <sup>※1</sup>	<span style="background-color: #f96;">    </span>	2 生年月日	
1 基礎年金番号		電話番号 <sup>※2</sup>	<span style="background-color: #f96;">    </span>

※1 個人番号(マイナンバー)を記入された場合、個人番号カード(マイナンバーカード)等の提示または写しの提出が必要です。詳しくは「年金請求のご案内」12ページをご確認ください。なお、共済組合等の加入期間がある方は必ず個人番号(マイナンバー)をご記入ください。  
※2 電話番号欄には、つながりやすい電話番号をご記入ください。

**1. (1) < 年金の請求時期 >**

- 65歳の誕生日の前日(受給権発生日)以降に、年金の請求が可能です。

**1. (2) < 電子申請のご案内 >**

- 「年金請求のご案内(電子申請用)」が同封されている方は、スマートフォンで老齢年金の請求手続き(電子申請)ができます。
- ご自宅で手続きができ、郵送の手間がなく、処理状況の確認もできるため、ぜひご利用ください。
- 申請手順は、同封の「年金請求のご案内(電子申請用)」をご覧ください。  
ただし、以下に該当する場合は、こちらの年金請求書を使用してお手続きください。
  - ❖ 公金受取口座以外を年金受取口座に利用する場合
  - ❖ (65歳以上の場合で)年金を繰下げて受け取る場合

1. (3)

2. 受取開始時期の選択（支給繰下げ申出書）（「年金請求のご案内」2,3ページ参照）

- 「年金請求のご案内」3ページの「老齢年金支給繰下げ請求の注意点」をご確認のうえ、希望する受取方法を老齢厚生年金・老齢基礎年金でそれぞれチェックし、下記の「受取開始時期の申出」欄にチェックをお願いします。
- 老齢厚生年金・老齢基礎年金ともに後日あらためて繰下げ請求予定の場合（③と⑥の組合せを希望する場合）は、現時点での請求書の記入・提出は不要です。**年金の受取希望時期に、この請求書をご提出ください。  
※ 64歳前に年金請求書をお送りしている方は、請求時期についてお近くの年金事務所等にご相談ください。

年金の種類別	記入欄	受取開始時期
老齢厚生年金の受取方法	<input checked="" type="checkbox"/>	①65歳（受給権発生時点）から受け取ります。
	<input checked="" type="checkbox"/>	②現時点で繰り下げて請求します。（66歳以上の方のみ選択できます。）
	<input checked="" type="checkbox"/>	③今回は請求しません。後日あらためて繰下げ請求予定です。

年金の種類別	記入欄	受取開始時期
老齢基礎年金の受取方法	<input checked="" type="checkbox"/>	④65歳（受給権発生時点）から受け取ります。
	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤現時点で繰り下げて請求します。（66歳以上の方のみ選択できます。）
	<input checked="" type="checkbox"/>	⑥今回は請求しません。後日あらためて繰下げ請求予定です。

受取開始時期の申出 （必ずチェックしてください。）	記入欄	受取開始時期
	<input checked="" type="checkbox"/>	私は同封の「年金請求のご案内」3ページの「老齢年金支給繰下げ請求の注意点」の内容（年金額が増額される一方で、繰下げ待機期間中は <b>加給年金や振替加算が支給されない</b> ことや繰下げによる増額により <b>社会保険料や税の負担が増加</b> する場合があること等）について確認しました。 老齢年金は、上記で選択した方法での受け取りを申出します。

3. 受取口座

(1) 公金受取口座の利用意思

- 年金の受け取りに公金受取済の公金受取口座を
- なお、公金受取口座を利用

70 公金受取口座の利用意思

(2) 年金振込先

- 年金振込先として指定す
- 貯蓄預金口座または貯蓄

25 口座名義人 カナ氏名 (セイ)

26 金融機関コード 28 支店コード

29 貯金通帳の記号 (左)

(3) 公金受取口座の登録意思

- 上記(1)で「2 利用しない(または未登録)」を選択された方は、上記(2)年金振込先を公金受取口座へ登録するかご記入ください。

71 公金受取口座の登録意思

① 登録する      ② 登録しない

公金受取口座については「年金請求のご案内」4ページをご参照ください。

64歳以前にTA請求書が送付される者は、当該部分が「特別支給の老齢厚生年金に係る留意事項」に差替えられます。

2. 特別支給の老齢厚生年金に係る留意事項（「年金請求のご案内」2ページ参照）

- 今回ご案内の「特別支給の老齢厚生年金」は、65歳前の年金です。
- 「特別支給の老齢厚生年金」には繰下げ制度はありませんので、ご請求をお願いします。
- 請求が遅れると、以下の事例が発生する場合がありますのでお早めに請求をお願いします。  
・時効により年金が受け取れない場合があります。  
・配偶者がいる方は、配偶者の年金額に影響を及ぼす場合があります。

**年金のしくみ**

60歳      65歳      75歳

繰下げ制度はありませんので、ご請求をお願いします。

受取開始時期を選択できます。  
・65歳より前から繰上げて請求できます。  
・66歳から75歳まで繰下げて請求できます。  
繰下げは、基礎年金・厚生年金で受取開始時期を変えることができます。

# 年金請求のご案内（書面申請用）

## ■ 年金を受け取るための手続きの流れ

記入方法の動画はこちら▶

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/nenkinseikyuu.html>



### STEP1 年金請求書に必要事項をご記入ください（2～15ページ）

- 記入する箇所は  の部分です。（注）  は金融機関で証明を受ける場合に使用する欄です。）
- 黒インクのボールペンでご記入ください。  
\*鉛筆や、摩擦等により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。
- 住所欄に印字された住所が住民票住所であることをご確認ください。  
印字された住所に誤りがある場合は、二重線で訂正のうえ、正しい住所（フリガナを含む）を余白にご記入ください。（訂正印は不要です。）  
\*住民票住所と異なる居所を通知書等送付先とする場合は、住所欄に通知書等送付先を記入したうえで、「住民基本台帳による住所等の更新停止・解除申出書」が必要になりますので、お近くの年金事務所にお問い合わせください。
- 代理人の方が提出する場合は、ご本人（年金を受ける方）が年金請求書の10ページにある委任状をご記入ください。

### STEP2 必要な添付書類をご確認ください（16～17ページ）

- 年金請求書にマイナンバーを記入すると戸籍、住民票および所得証明書の添付を省略できます。

### STEP3 お近くの年金事務所等の窓口または郵送にてご提出ください（18～20ページ）

- 提出時期は、年金請求書の1ページ < 年金の請求時期 > をご確認ください。
- 必要な添付書類とともに年金事務所に郵送いただくか、年金事務所や街角の年金相談センターの窓口にお持ちください。
- 窓口で手続きする際は、予約相談をご利用ください。詳しくは20ページをご覧ください。
- 年金を受けられるようになったときから5年を過ぎると、法律に基づき、5年を過ぎた分については時効により受け取れなくなる場合があります。

### STEP4 年金の受け取りが始まります

- 年金請求書の審査結果は、受付日から1～2カ月程度で「年金証書・年金決定通知書」等により、お知らせします。
  - 「年金証書・年金決定通知書」がお手元に届いてから、1～2カ月後に年金のお支払のご案内（年金振込通知書等）がお手元に届き、年金の受け取りが始まります。
- ※ 共済組合等で決定する年金については、各共済組合等へお問い合わせください。

#### 目次

● 記入例と注意事項	2～15
● 年金請求に必要な添付書類	16～17
● 老齢年金請求書のご提出について	18
● 年金の受け取りに関する留意事項	19
● 老齢年金請求手続きのご相談について	20

## 年金請求のご案内（電子申請用）

簡単 **3** ステップで申請完了！



このパンフレットが同封されている方は、電子申請が可能です。

- 電子申請で年金請求を行った場合、紙の年金請求書の提出は**不要**です。  
ただし、審査時に記録の確認が必要な場合等で、紙の年金請求書の提出をお願いすることがあります。  
審査完了後に「年金証書・年金決定通知書」を送付しますので、お手元に届くまでの間、紙の年金請求書は保管をお願いします。
- 画面イメージは令和7年10月時点のものです。実際の画面と異なる場合がありますので、ご了承ください。

### 事前に準備するもの

スマートフォン  
またはパソコン等（※）



※ パソコンまたはタブレットを使用する場合、マイナンバーカードに対応したICカードリーダライタが必要

マイナンバーカード



マイナンバーカードの  
パスワード（2種類）

① 利用者証明用  
電子証明書パスワード  
（数字4桁）

1 2 3 4

② 署名用  
電子証明書パスワード  
（英数字6桁～16桁）

ABC123

マイナポータルアプリ



iPhoneは「App Store」、  
Android端末は「Google Play」から、「マイナポータル」アプリをインストール

# 住基連動による死亡保留の業務スケジュールのお知らせ

住基連動による死亡保留の業務スケジュールについて

住基連動で死亡情報が確認できた場合の死亡保留の入力スケジュールをお知らせします。

## 【業務スケジュール】

項目	年月	令和8年					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
各自治体での 異動情報の入力		3/4~4/2までに 死亡届を処理	4/3~5/6までに 死亡届を処理	5/7~6/2までに 死亡届を処理	6/3~7/2までに 死亡届を処理	7/3~8/4までに 死亡届を処理	8/5~9/2までに 死亡届を処理
異動者情報照会 (日本年金機構⇔J-LIS)		3 9	7 13	3 9	3 9	5 12	3 9
受給者原簿更新 (死亡保留)		14 15 5月支払から保留	18 19 6月支払から保留	12 15 7月支払から保留	14 15 8月支払から保留	17 18 9月支払から保留	14 15 10月支払から保留
「未支給年金のお知らせ」 対象者情報抽出		30	29	30	31	31	30
「未支給年金のお知らせ」 発送日			20	15	15	18	15

(参考)

### ○令和8年4月の業務スケジュールの見方

各自治体で3月4日から4月2日までに入力された死亡の異動情報については、4月3日から4月9日の間で機構の受給者情報とJ-LISの情報を突合し、死亡情報が確認できた場合は、4月14日から4月15日に死亡保留処理（受給者原簿更新）が行われるため、4月定期支払は死亡者本人の口座に振り込まれ、5月以降の振込は停止されることとなります。

その後、4月30日の「未支給年金のお知らせ」対象者情報抽出日の前日までに死亡失権が入力されなかった場合は、5月20日に「未支給年金のお知らせ」が死亡者の住所宛てに送付されることとなります。

## はじめに

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

今回のテーマは、**同一傷病かつ同一初診日で障害年金を再請求する場合における初診日証明書類の取扱い**です。

障害年金の裁定請求書には、障害の原因となった疾病又は負傷に係る初診日を明らかにすることができる診断書や受診状況等証明書等の書類を添えなければなりません。過去に障害年金を請求し不支給となった者が、症状が悪化した等の理由により、同一傷病かつ同一初診日で障害年金を再請求する場合に、日本年金機構で前回の初診日証明書類を確認できる場合は、再請求時の初診日証明書類として取り扱えることとされています。

## 過去の不支給決定時の初診日証明書類を利用できる要件

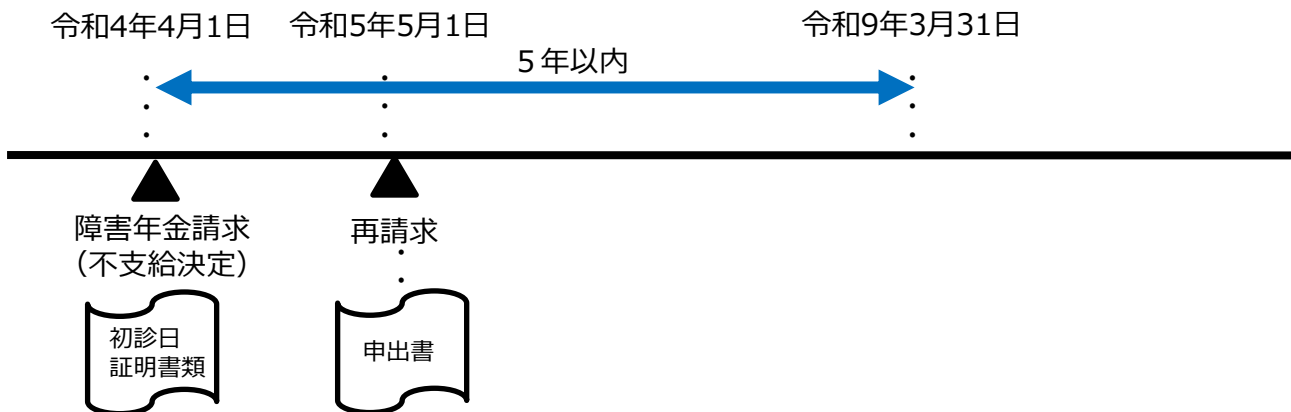
前回の初診日証明書類を再請求時の初診日証明書類として取り扱うことができるのは、次の①～④の**いずれにも**該当する場合です。

- ① 前回と同一傷病かつ同一初診日の請求であること。
- ② 前回の初診日証明書類の提出日が、平成29年度以降であること。
- ③ 前回の初診日証明書類の提出日が、5年以内であること。
- ④ 前回請求時に、請求に係る初診日が、疾病又は負傷に係る初診日として認められずに却下されたものではないこと。

上記①～④の全ての要件を満たしている場合、「**障害年金前回請求時の初診日証明書類の利用希望申出書**」を提出することで、前回請求時の初診日証明書類を利用して請求することができます。

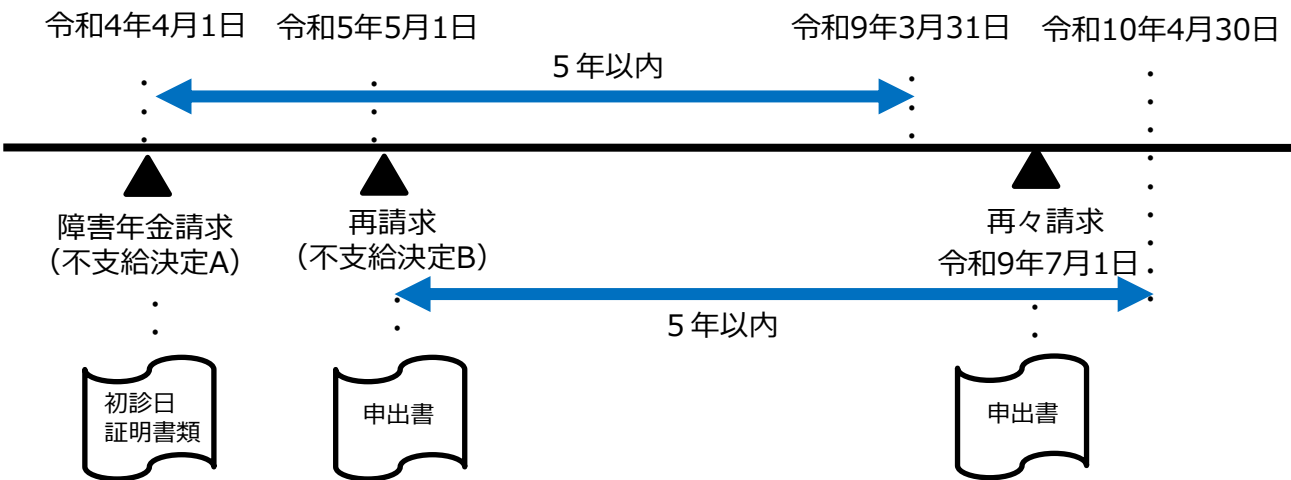
●過去の不支給決定時の初診日証明書類を利用できる場合

例1 再請求時



例2 再々請求時

不支給決定B時の前回証明書類を初診日証明書類として取り扱うことができます。



●障害年金前回請求時の初診日証明書類の利用希望申出書

障害年金前回請求時の初診日証明書類の利用希望申出書

二次元コード

私は、以前、障害年金の請求を行いました。が、同一傷病により改めて障害年金を請求します。初診日は前回と同一として請求しますので、前回請求時に提出した初診日証明書類を今回の審査に用いることを希望します。

申立者に関する事項

申立日：令和 年 月 日

基礎年金番号：

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

氏名： \_\_\_\_\_ 連絡先： \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

生年月日： 大正・昭和・平成 年 月 日

住所： \_\_\_\_\_

前回請求に関する事項

※できる限り記入をお願いします。

不支給決定日： 平成・令和 年 月 日

(不支給決定通知書添付の有無 有 ・ 無 )

提出場所： \_\_\_\_\_ 年金事務所・相談センター(オフィス)・市区町村

説明事項確認

※下記についてご確認のうえ、氏名をご記入ください。

再請求時に用いることができる初診日証明書類は、平成 29 年度以降に提出され、かつ、この申出書の提出日から 5 年以内に提出された初診日証明書類が対象となります。

なお、前回請求時に、請求に係る初診日が疾病又は負傷に係る初診日と認められず却下となった場合は、今回この申出書を使用して請求することはできません。

上記について確認しました。

請求者氏名 \_\_\_\_\_

代筆者氏名 \_\_\_\_\_ 請求者との続柄 \_\_\_\_\_

【年金事務所記入欄】 通知発送・・・ 年 月 日



●記載例

障害年金前回請求時の初診日証明書類の利用希望申出書

二次元コード

私は、以前、障害年金の請求を行いました。同一傷病により改めて障害年金を請求します。初診日は前回と同一として請求しますので、前回請求時に提出した初診日証明書類を今回の審査に用いることを希望します。

申立者に関する事項

申立日：令和 8 年 5 月 26 日

基礎年金番号： 

1	2	3	4	5	6	7	8	9	x
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

氏名： 年金太郎 連絡先： 03 ( xxxx ) xxxx

生年月日： 大正・昭和・平成 40 年 11 月 11 日

住所： 東京都 高井戸区 高井戸 X-X-X

前回請求に関する事項

※できる限り記入をお願いします。

不支給決定日： 平成・令和 5 年 2 月 10 日

(不支給決定通知書添付の有無 有 ・ 無)

提出場所： 高井戸 年金事務所・相談センター(オフィス)・市区町村

説明事項確認

※下記についてご確認のうえ、氏名をご記入ください。

再請求時に用いることができる初診日証明書類は、平成 29 年度以降に提出され、かつ、この申出書の提出日から 5 年以内に提出された初診日証明書類が対象となります。

なお、前回請求時に、請求に係る初診日が疾病又は負傷に係る初診日と認められず却下となった場合は、今回この申出書を使用して請求することはできません。

上記について確認しました。

請求者氏名 年金太郎

代筆者氏名 \_\_\_\_\_ 請求者との続柄 \_\_\_\_\_

【年金事務所記入欄】 通知発送・・・ 年 月 日



## 地域の独自情報

## 編集後記

今号もご一読いただきありがとうございました。

本号は記念すべき第100号となります。「かけはし」は日本年金機構が発足した平成22年から発行してまいりました。ここまで「かけはし」を発行し続けてこられたのは、市区町村職員の皆様方のお力添えの賜物であると考えています。本当にありがとうございます。

「かけはし」という名称は市区町村の皆様よりご応募いただいた中より決定しており、「市区町村と日本年金機構の良好な関係へのかけはしになるように」という意味・願いが込められております。国民年金制度を含む公的年金制度の円滑な運営や無年金・低年金を防止するとともに地域住民のサービス向上を図るために、市区町村との密接な協力連携は必要不可欠であり、この「かけはし」がその一助になっていれば幸いです。

「かけはし」は、今年度も皆さまのご意見とご要望をいただきながら、業務に役立つ情報を提供してまいります。どうぞよろしく願いいたします。

日本年金機構 事業推進統括部 地域年金事業G